

STOP!

これ以上、墜落・転落災害による被災者を出さないために！



墜落・転落災害根絶

キャンペーン

— 多発する墜落・転落災害の根絶に向けた確実な取組 —

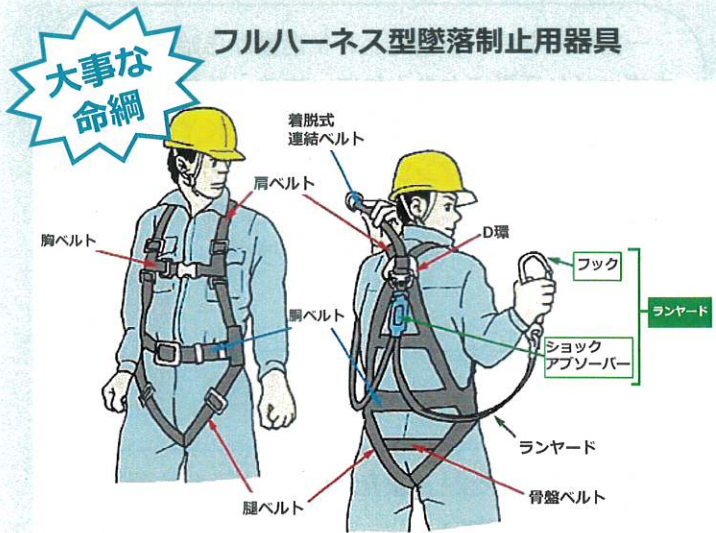
実施期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日



命を守るため、**必ず**墜落制止用器具を使用しましょう！！

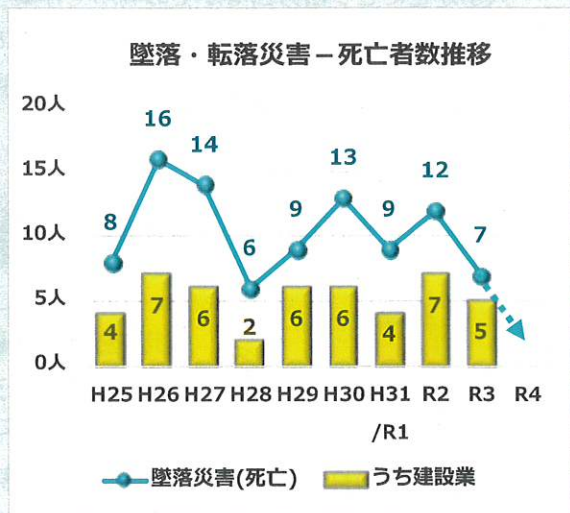
「墜落・転落」災害は、墜落防止対策が講じられないことで発生します。高所から墜落すると死亡したり、身体に障害が残る等の重篤な災害になることがあります。

しかし、高所作業は危険を伴う作業であるにも拘わらず、未だに“墜落制止用器具（安全帯）を装着しない”、“装着してもフックを掛けない”、なかには“ヘルメットを被らない”状況もみられます。労働者を高所作業に従事させる事業主の皆様、高所作業に従事する労働者の皆様、労働者を直接指揮監督する職長や作業主任者の皆様、それぞれの立場に応じた責任や職務において確実な墜落防止対策を実行し、高所作業に従事する“働く人”の命を守ってください。



※令和4年(2022年)1月2日以降は、旧構造規格の墜落制止用器具(安全帯)は使用禁止となりました。

「墜落・転落」災害による死亡者数は
“建設業”がもっとも多い！



高所作業を行う場合は、
POINT① 「墜落制止用器具」(安全帯)のフック(コネクタ)を必ず、**丈夫な設備に掛けましょう！**



「職長」、「作業主任者」等は、労働者を指揮監督する重要な役割をもつ**「安全のキーマン」**です。墜落制止用器具の使用状況をしっかり確認しましょう！



兵庫労働局ホームページ

https://site.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/newpage_00002.html

脚立作業時の注意事項





労働局



① 長年無災害であると聞いていますが、その理由は何だとお考えですか。

無災害は現場で働く各個人の持つ安全意識の高さが一番大きいところだと思います。

その高い安全意識を保つ土壌づくりとして、安全衛生に関する資格の取得や、講習会への参加を自職場が積極的に奨励してくれているので、そういった学びの場が多いということも安全意識の向上や無災害が継続できている理由にも繋がっていると考えています。

優良職長 A



たかが15年程度のキャリアですが、今から思い出すと「よく15年も無事故無災害でやってこれたなあ」というのが実感です。

ただ、そんな中でも、私の周りには先輩、同僚、協力業者のみんながいて、そのみんなが無事故無災害という同じ方向を向いて、日々進んでいたからだと思います。

優良職長 B



労働局



② 現場作業の安全確保と部下に安全のルールを守らせることで、特に意識や工夫をされていることはありますか。

現場作業の安全を確保する為には「必ず自分で確認」することが何より大切だと思います。

人まかせにせず自分自身がその場所で作業するとして、安全に作業できる状況・方法を自分でイメージし、正しく仲間や部下に適切な方法で指導し伝えられるように日々心掛けています。

優良職長 A



一日のスタートは朝礼とKY活動から始まるので、まずはKY活動に力を入れています。私たちの会社実践しているKYは個人に特化したKY活動で、職長が作業員とのマンツーマンの会話の中でうまく作業員を誘導し、本当に危険なことに気づかせ、それに対する対策を一緒に考えるようにしています。

優良職長 B



労働局



③ 影響を受けた職長の先輩はおられましたか。また、どのような影響を受けたか差し支えなければ教えてください。

先輩から言われた言葉で、「安全は目には見えない」という言葉が個人的には心にずっと残っています。その言葉にも色々な意味があったと思いますが、自分なりに解釈し、「安全」の反対語は「危険」なので、現場で見えない「安全」な状態を作ろうと考えるより、逆に見える「危険」な状態を全て排除した状態こそ本当の意味での「安全」な状態だと、私自身の安全に対する意識を改革させるうえでも非常に影響を受けた言葉のひとつだったと思います。

優良職長 A



特にこの人という特定はできないのですが、元請会社で定期的開催されるKY大会を会場やビデオで見るたびに、いろんな会社の職長がKYのリーダーをされているわけですが、KY中の作業員との会話の中で「本当に危険なこと」を作業員に気づかせる会話のテクニックが素晴らしい人がいるので、言葉は悪いですが、そのテクニックを盗んでいます。また、いつか自分も自分のテクニックを盗まれるような職長になりたいです。

優良職長 B



お問い合わせ先

兵庫労働局 労働基準部 安全課 または最寄りの労働基準監督署まで

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16階

TEL : 078-367-9152 / FAX : 078-367-9166

(R4.3)